

## 泉大津市と株式会社りそな銀行との包括連携に関する協定書

### (目的)

第1条 本協定は、泉大津市（以下「甲」という。）、株式会社りそな銀行（以下「乙」という。）が、地方創生及びSDGsの実現に向け、相互のリソースを活用した連携強化を図ることで、社会課題の解決に寄与する取組を創出し、地域経済の活性化及び地域社会の発展を推進することを目的とする。

### (連携取組事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 地域産業の活性化に関すること
- (2) SDGs教育の推進に関すること
- (3) 産学官連携の推進に関すること
- (4) 関係人口の拡大に関すること
- (5) シティプロモーションに関すること
- (6) その他、本協定の目的を実現するために必要なこと

2 甲及び乙は、前項に掲げる事項の実施について、必要に応じ協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙協議の上、決定する。

### (協定の見直し及び解除)

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更又は解除の申し出があったときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うものとする。

### (期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了1か月前までに甲又は乙から相手方に対して書面により協定終了の申出を行わない限り、本協定は更に1年間更新し、以降も同様とする。

### (守秘義務)

第5条 甲及び乙は、第2条に掲げる事項の実施において、知り得た秘密情報を第三者に開示、提供又は漏洩せず、また本協定に基づく取組以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

### (疑義の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年11月12日

甲 大阪府泉大津市東雲町9番12号  
泉大津市  
市長 南出 賢一

乙 大阪市中央区備後町2丁目2番1号  
株式会社りそな銀行  
代表取締役社長 岩永 省一